

## 令和元年度 第16回県政参画電子アンケート

### 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画（案）」に関するアンケート 結果概要

#### 1 調査概要

- テーマ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画(案)」に関するアンケート
- 実施期間 令和2年3月13日～3月23日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 714名
- 回答数 502名(回答率 70.3%)

#### 2 目的・概要

鳥取県では、建設業における労働災害(工事現場での事故)の撲滅に向けて「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の策定を検討しています。

この度、この計画の策定の参考とさせていただくため、会員の皆さまへアンケートを実施しました。

(説明)

- 建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえて、建設工事に従事される方々の安全と健康の確保を進めるため、平成29年、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」（以下「法律」という。）が施行されました。
- この法律では、公共・民間工事を問わず、施工業者が工事を安全に実施するために必要な費用を工事請負契約の中で確保することや、一人親方（\*）を含めたすべての建設工事に従事する方々の労災保険（\*\*）加入の促進等を求める内容となっています。
- また、国が基本的な計画を示し（以下「国基本計画」という。）、都道府県はその計画を勘案してそれぞれの地域の実情に沿った計画を策定することが求められています。

#### \* 一人親方

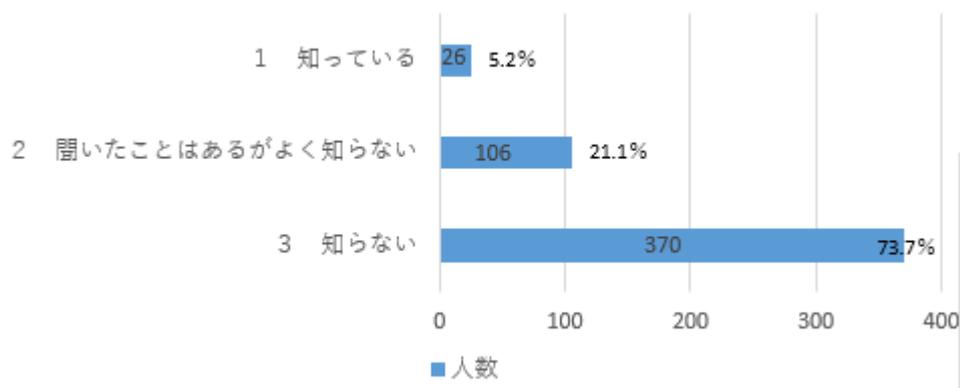
他人を雇うことなく個人で働く職人。法律上は労働者とみなされないことから、労災保険加入の対象外となっていますが、業務の実態が労働者に近いことから、一定の要件のもとで特別加入できる制度が設けられています。

#### \*\* 労災保険

仕事中の傷病等に対して保険給付を行います。労働者を雇用する事業所は、加入が義務付けられています。

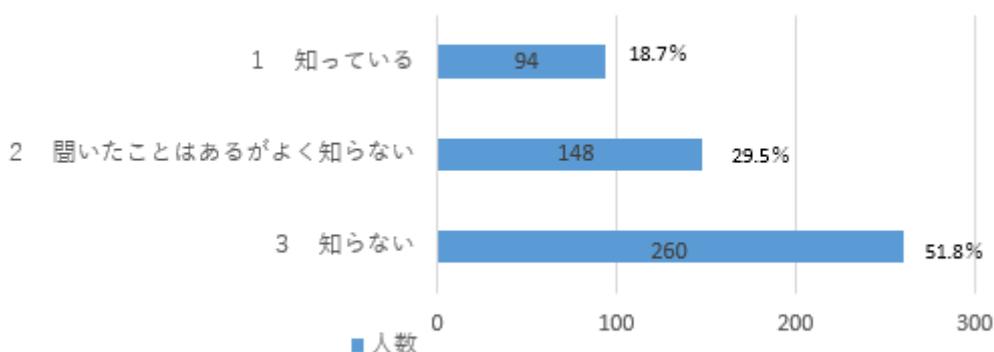
- なお、県発注の建設工事においては、これまでも、週休2日制やICT機械施工の導入をはじめ工事施工時期の平準化の資する計画的な発注等、建設工事従事者の安全等を確保する様々な取組を進めてきています。

【問1】法律や国基本計画および、これまで県が実施してきた安全・健康確保の取組を知っていますか。(1つだけ選択)



(説明) 鳥取県内の建設業における労働災害の発生件数は、平成29年は95件、平成30年は84件となっており、平成29年には2名の尊い命が失われています(労働災害発生件数は、鳥取労働局調べ)。

【問2】県内の建設工事において、近年も死亡事故が発生していることを知っていますか。(1つだけ選択)

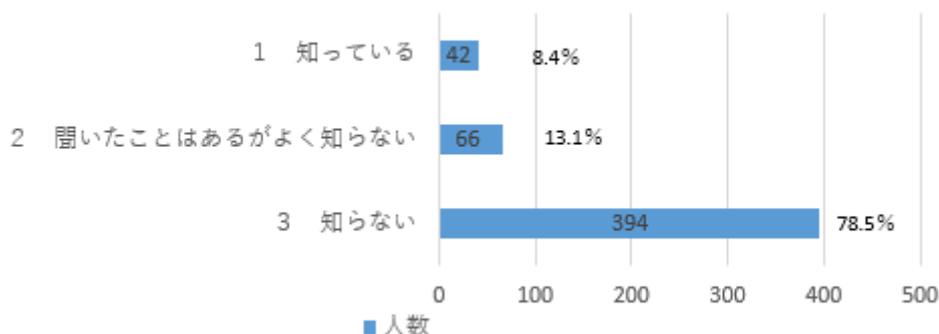


(説明) 建設工事現場における労働災害の発生を防止するため、工事に必要な安全衛生に係る措置(\*)を確保するための費用(安全衛生経費)を、発注者から下請負人まで確実に支払われることが求められています。

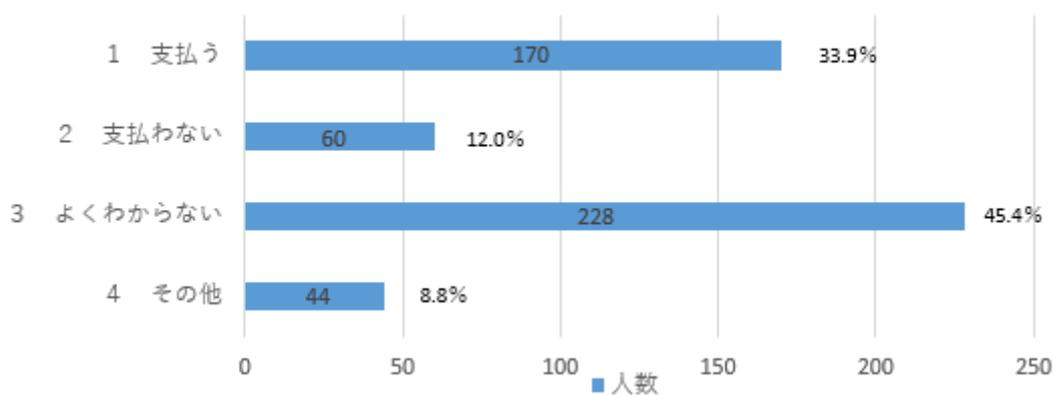
\* 工事に必要な安全衛生に係る措置

労働者が健康を保ちながら危険なく安心して働くために、足場等の安全設備、安全帯やヘルメット等の保護具類を備え付けることをいいます。

【問3】この費用について知っていますか。(1つだけ選択)



【問4】今後、あなたが住宅を取得(新築、建替え、リフォーム)する際に、施工業者から必要な「安全衛生経費」の負担を求められた場合、その費用を支払いますか。(1つだけ選択)



【問5】建設工事に係る「安全衛生経費」の重要性を県民の皆さまに理解していただくためには、どのような取組が最も効果的だと思いますか。(1つだけ選択)

